

(仮称) 港区子ども家庭総合支援センターの各施設について

※今後、更新することがあります。

● 子ども家庭支援センター

<p>どのような施設か</p>	<p>親子連れが安心して集えるオープンな施設です。 幼児（おおむね3歳まで）とその保護者が親子で遊び、子育て仲間と交流することができる「子育てひろば」を中心に、多様な活動を行います。これまで子ども家庭支援センターで実施してきたのは、子育てを学ぶ講座や親子ヨガ、体操、外国語で遊ぶつどい、絵本や音楽のつどい、男性の子育て・孫育てをテーマにした交流活動、親子の防災活動、熱中症対策などです。 そのほか多目的室を2室用意し、1室は子育てに関する自主グループや子育て支援活動に貸し出します。もう1室にはCAFÉコーナーを用意し、多世代交流などにも活用します。民間事業者やNPOなど、多様な主体と連携した活動を組み、明るく楽しい施設としていきます。 また、日頃の子育ての困りごと相談（子育てコーディネーター事業）や臨床心理士相談と併せて、家庭問題の相談やひとり親相談などを気軽にできるよう、相談室を整備します。 さらに、児童虐待に関する相談や配偶者暴力の相談などにも専門の相談員が対応します。 なお、平成28年の児童福祉法改正により、区民に一番身近な相談機関として、地域の様々な機関を結びつけながら、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対し継続的に支援を行う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）として位置づけられました。</p>
<p>利用者数予想</p>	<p>現在の子ども家庭支援センターの年間利用者数は、親子ふれあい広場が約25,000人、そのほかに子育て講座の参加者が約6,400人、専門相談の利用者が約4,730人などです。その他、関係機関研修や子どものための会議などを開催しており約540の方が利用しており、合計で年間36,000人以上の人が利用しています。一日当たりの利用者は、106名程度です。 新施設では、部屋数が増え、開設日数も増える可能性があることから、さらに多くの利用者があるものと見込んでいます。 さらに、新たに母子父子福祉相談や法律相談、児童相談所、母子生活支援施設の利用者が加算されます。現時点においては、こちらは一日当たり70名程度と想定しています。</p>
<p>地域、民間と連携した活動</p>	<p>子ども対象の活動をしている民間団体やボランティア、近隣住民や事業者と連携した活動を子育てひろば等で実施していく予定です。 また、地元の皆さんと連携した活動や地域の皆さんと共に防災活動をしていくことなども検討しています。</p>

● 児童相談所（一時保護機能を含む）

<p>設置理由</p>	<p>平成28年5月の児童福祉法改正により、都道府県や指定都市などに加え、特別区も児童相談所を設置できることとなりました。増加し続ける児童虐待に、身近な自治体が迅速丁寧に対応していくことが目的です。平成30年7月20日には、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が開催され、緊急総合対策が示されました。児童福祉司の増員や警察と児童相談所との連携強化のほか、中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進も改めて確認されました。現在22区が、児童相談所設置に向け、準備や検討を進めています。</p> <p>「児童虐待や非行、障害など、子どもとその家族が抱える問題は複雑、繊細で、丁寧な相談や的確な対応が不可欠です。一人ひとりの子どもと家庭を10年、20年と見守り、問題を抱えたときも見逃さず、迅速に切れ目なく対応し、子どもの命と権利、未来を守ることができるのは、地域の人材や多様な活動主体と密接な関係を築いている港区です。」（平成29年第1回港区議会定例会 区長所信表明より）</p>
<p>配置する専門職</p>	<p>配置する職員の職種、資格及び配置基準は、児童相談所の規模や管轄する人口等に基づき国が規定しています。児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士などの専門職を配置します。一時保護所には児童指導員、保育士、看護師、心理士などを配置します。港区では、平成30年度現在、8名の区職員を、児童相談所に派遣し、専門性の向上に努めています。</p>
<p>基本的機能</p>	<p>児童相談所の基本的機能は、相談、一時保護、措置（施設入所や里親委託）などです。相談では、子どもや保護者の抱える問題に対し、面接や心理検査などを行い、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断をもとに、必要な援助を明らかにし、社会資源につなげていきます。親と一緒にいられない事情があり、子どもの安全確保が必要な場合や、子どもの心身の状況を把握する必要がある時は、一時保護所等に児童を保護します。一時保護後、児童の多くは家庭復帰しますが、里親や児童福祉施設に措置することもあります。</p>
<p>どのような子どもの問題に対応するか （相談の種類）</p>	<p>相談の種類としては、養護相談（児童虐待や養育困難）、保健相談、障害相談（療育手帳の判定を含む）、非行相談、育成相談（不登校・性格行動・しつけなど）里親や養子縁組に関する相談、その他があります。児童虐待には4つの種類があり、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待です。非行相談には、＜犯行為等相談（浪費・家出などの問題行動）と触法行為等相談（14歳未満で法に触れる行為を行った少年などに関する相談）が含まれます。非行問題の背景には、虐待など家庭環境に問題がある場合があり、その原因に対しアプローチし、十分な援助をしていく役割があります。</p>

一時保護所	<p>港区では、12名定員とする予定です。 おおむね2歳から18歳未満の児童で、様々な事情から親と暮らすことができない児童を保護します。 一時保護した児童は、主に一時保護所の中で生活します。幼児は遊び活動を中心に、小学生以上は、一時保護所内の学習室で学習指導員による教育を受けます。 一時保護所では、児童が温かい人間関係の中で心を落ち着かせることができるよう、専門職員が丁寧に対応します。個々に抱える問題が異なるため、個室を整備し、一人ひとりに寄り添い支援します。 原則的には、港区の児童を一時保護しますが、遠隔地に保護したほうがいい場合などは、他区等と連携して保護することとなるため、場合によっては逆に他区の児童を保護することもあります。他区との連携内容は、検討中です。</p>
一時保護所と学校	<p>子どもの学校の籍（所属）は、一時保護中であっても原則的には変わりません。したがって、本施設に一時保護された児童が、一時保護を理由に本施設の近隣の小・中学校に通学するようになるということはありません。 一時保護所中の児童については、一時保護所の学習環境（学習室や専門の学習指導員）において学習を行います。 なお、一般例として、受験、入学式、卒業式等の特別な行事に職員が付き添ったり、高校生などで本人やまわりの環境に心配がない場合、通学を認める事例は稀にあるそうです。</p>

● 母子生活支援施設

世帯数	10世帯
施設の目的	<p>母子生活支援施設は、社会的養護を担う児童福祉施設（児童福祉法第38条）で、母親と子どもの権利擁護と生活の拠点です。都内には33か所の母子生活支援施設がありますが、区部に限って言えば、23区中20区にあり、港区の母子生活支援施設は平成29年度に民間の施設が廃止となり、現在は設置されていません。 様々な事情から、住宅困窮、養育不安、離婚後の就労先開拓など課題を抱えた母子家庭が、経済的にも精神的にも自立できるよう、専門職による支援を受けながら、それぞれの家庭ごとに生活をしていきます。また、施設を利用する家庭の子ども達にも専門職が支援を展開し、子どもの健全育成を母親と共に見守っていきます。精神的な安定を図り、就労により経済的安定を図った上で、都内各地の住宅の情報を得ながら、生活拠点をみつけて施設を退所していきます。</p>

<p>自立に向けた支援</p>	<p>①生活支援…安心して生活することができる住まいを提供し、安定した家庭生活を営むために日常生活を通じて必要な支援を行います。（食事作りや清掃、買い物のお手伝い、公営住宅への応募を促す、さまざまな手続きに同行すること等）</p> <p>②就労支援…ハローワークや港区・生活就労支援センター等と連携して適性に応じた就労支援を行います。（求人案内の情報提供やハローワークへの同行等）また、母親が安心して働くことができるよう、子どもの一時的な保育を行います。</p> <p>③養育支援…母と子が一つの家族として関係が安定していくように子育ての悩みや不安の相談・支援を行います。（進学、進級、転校の準備等）</p>
<p>子どもに対する支援</p>	<p>①養育支援…子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行います。子どもの病気、けが等の際や、母親が体調が悪い時の一時保育等を行います。</p> <p>②学習支援…放課後の子どもの生活の安定や活動の場を提供し、子どもが落ち着いて学習に取り組める環境を整え、宿題、したく等の学校生活に関する学習支援を行います。</p> <p>③他の支援…子どもが安らぎと心地よさを感じられるおとなとの関わりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援します。 子どもが自分自身を守るために必要な知識や、具体的な方法などの学びを支援します。</p>
<p>DV被害者支援</p>	<p>DV被害者の入居にあたっては、東京都、他区の施設と連携し、入居先がわからないよう工夫します。 また、DV被害者の精神的な不安を軽減し、安心した生活を進められるように、専門職が関わっていきます。 DV加害者の追跡等に対しては、施設全体のセキュリティを高くするための体制（警備、通報システム等）を整備します。 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年制定）により、母子生活支援施設も暴力防止の一翼を担っています。</p>